

## 第6回岩見沢市子ども・子育て会議議事録

日 時 令和2年1月20日(月) 18時～19時50分

場 所 であえーる岩見沢4階 会議室1

1 開 会

2 議 事

報告事項

(1) 第2期子ども・子育てプラン素案概要に対する意見募集について(結果)

(2) 子ども・子育て支援セミナー第2部講演記録について

協議事項

(1) 子ども・子育てプランの変更について

(2) 第1期子ども・子育てプランの進捗状況について

(3) 第2期子ども・子育てプランの答申案について

(4) 第2期子ども・子育てプランの素案について

3 そ の 他

4 閉 会

事務局	1 開会(18:00)
	2 議事
委員A	<p>今日も皆様の御協力をいただきながら、実りある会議にしたいと思いますのでお願いします。</p> <p>今日は、手元の資料の分厚さからわかると思いますが、報告事項がたくさんあるようなので、しっかり聞きたいと思います。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、まず報告事項の(1)第2期子ども・子育てプラン素案概要に対する意見募集について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>第2期子ども子育てプラン素案概要に対する意見募集について御報告させていただきます。</p> <p>それでは、資料1-1と1-2を併せて御覧いただきたいと思います。</p> <p>プランの素案概要に対する意見募集については、前回会議で委員の皆様からいただきましたご意見を基に、意見記載欄を6つの基本目標に分け、具体的な意見が記載いただけるような様式とし、昨年12月2日から23日までの間、教育委員会子ども課や市役所保育幼稚園系の窓口のほか、市ホームページ内や電子メール等により募集を行うとともに、広報いわみざわ12月号や資料1-2の北海道新聞などのメディア等を通じた周知もあわせて図ってきました。</p> <p>残念ながら応募はありませんでしたが、昨年11月20日に開催しました子ども子育てセミナー、子育て支援セミナーで骨子案に対する意見の中から幾つか御紹介したいと思います。</p>

	<p>「若い世代が子育てしたいと思うような環境が必要であり、そのためには保育園などの整備も必要ですが、それとともに生活の質を維持できる賃金や育児休暇、地域コミュニティの協力など複合的な施策が必要」という意見や、「子どもだけ、老人だけ、障害者だけ、ひとり親だけではなく、全てが混じり合った一つのコミュニティが形成されればよい、例えば小学校の空き教室で授業の合間や放課後にお年寄りが子どもに古い話を聞かせたり、昔の仕事の話を教えるというような風景があったらいいと思う」といった意見もありました。</p> <p>そのほか「市民が子どもを支援したい、子どもを中心としたまちづくりをやりたいたいと思ったときにつながりあえる方、そのような方々とどうつながればよいか、何ができるかを気軽に話し合えるような場があれば」という意見もございました。</p> <p>講演と同様に、社会全体が子どもに真摯に向き合って、子育て世代を理解し支えていく環境を整えていくことが大切であるとする前向きな意見が幾つかありましたので、御報告させていただきます。報告事項は、以上です。</p>
委員A	<p>説明について、何か御質問はありますか。</p> <p>アンケートは答えやすいように工夫していただいたにも関わらず、応募がなくて残念でしたね。</p>
事務局	<p>子ども・子育てプランに限らず、パブリックコメントのようなものはなかなか意見が集まりません。新聞等に出していただいたことで関心が高まったと思ったのですが、残念でした。</p>
委員A	<p>次にいきたいと思えます。報告事項の(2) 子ども・子育て支援セミナー第2部講演記録について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>昨年11月20日に開催しました子ども子育て支援セミナーについて、第5回の会議で全体の報告をしましたが、第2部の講話について記録を作成しましたので、会議で共有させていただきたいと思えます。</p> <p>資料2を御覧ください。講演では、子ども1人を育てるには1つのまちが必要でとのお話をいただきました。このタイトルは、It takes a village to raise a child というアフリカのことわざが基になっており、子育ては家族レベルの問題ではなくて、1つの村の全員が子どもを育てているという意識をもっているべきということです。</p> <p>講演内容については、資料のとおりとさせていただきます。この記録は、今回の会議の内容として市ホームページに掲載します。</p> <p>また、第1期プランの策定中に行った子ども・子育て支援セミナーの講演内容は計画の冊子にコラムとして掲載しましたが、第2期プランでも第1期と同様、内容を抜粋してコラムとして掲載させていただく予定です。報告は以上です。</p>
委員A	<p>ありがとうございます。では次に行こうと思えます。次に、協議事項に移ります。</p> <p>協議事項(1) 第1期子ども・子育てプランの変更について、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>資料3の第1期子ども・子育てプランの変更について説明いたします。</p> <p>実際は、今度の3月末までが第1期で、4月から第2期ということですが、この表現上、第1期子ども・子育てプランの変更についてということで表現させていただいています。</p> <p>まず、第2期子ども・子育てプランの保育所等の量の見込みとして、その確保策につきましては、昨年の9月30日に開催しました第3回目子ども・子育て会議の中で御説明いたしましたが、確保の内容について一部変更部分が出てきましたので、その内容について御説明いたします。</p> <p>現状との変更点について、①の幌向保育園の認定こども園移行については、前回までの確保策の説明の中に含めています。</p> <p>②確保の内容が追加する部分です。認可外のこっころ保育園が今年の4月より認可を受け、小規模保育園として開園する見込みとなったため、その分について確保策に算入しました。</p> <p>前回までの確保の内容は、1号認定で837人。2号認定で645人。3号認定の0歳で130人、1・2歳で434人としていました。</p> <p>こっころ保育園の定員分を新たに追加することになりましたので、3号認定の0歳は6人増して136人、1・2歳は13人増して447人となります。</p> <p>前回までは第2期子ども・子育てプランの4年目に当たる令和5年度で、0歳の確保策がニーズを上回る見込みとしていましたが、定員の増加により、1年早く令和4年度に確保策がニーズを上回るプランとなります。説明は以上です。</p>
委員A	<p>保育園が増えるということですね。それに伴う修正となると思いますが、何か質問はありますか。</p> <p>こっころ〇〇保育園の、〇〇は言わないのですね。</p>
事務局	<p>先に、こっころつぼみというところがあるので、こっころ何とかという名前をつけようと思うのです。まだ決まっていないので〇〇になっています。</p>
委員A	<p>そういう意味なのですね。</p>
事務局	<p>もともと認可外の小規模こっころつぼみ保育園から始まっているのですが、今回の幼児教育と保育の無償化で認可外を使う人が少なくなってきたので、認可外で運営していた部分の地域型を、認可の形に変更したいという経緯があります。多分こっころ何とかという名前がつくのだと思います。</p>
委員A	<p>ありがとうございます。よろしいですか。良いですね。</p> <p>それでは、次に移ります。協議事項(2)です。第1期子ども・子育てプランの進捗状況を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>資料4-1、特定教育・保育の説明になります。</p> <p>1号認定から3号認定の表があります。各表の①は各年5月の利用人数を記載しています。</p> <p>②の確保策は、各年にプランの見直しや変更等を行った人数を記載しています。表の括弧内は、平成26年度の計画策定時の量の見込みを記載しています。</p> <p>1号認定は幼稚園での教育を希望する3歳以上の子どもの利用状況です。市内</p>

5つの幼稚園は、平成28年から順次、新制度に移行をして、今年度4月までに市内の全ての園が新制度に移行し、特定教育・保育施設の確保策が795人となっています。

認定こども園については、幼児期の教育保育の一体的提供として、平成29年度に栗沢認定こども園が開設され、確保策が15名となっています。令和元年度に東保育園が認定こども園に移行して、市内の認定こども園の確保策は27名となりました。

さらに令和2年4月に幌向保育園が認定こども園に移行する予定であり、確保策が15名増し、市内の認定こども園の1号認定確保策が47名となる予定です。

5年間の量の見込みと利用人数を比較すると、利用人数が量の見込みよりも10%前後少なくなっていますが、昨年10月からは幼児教育保育の無償化が始まったことで、満3歳で保育所から幼稚園に移動する児童も多く見受けられ、毎月人数が変動しています。年度内には、量の見込みに近い数値となります。

次に、2号認定です。3歳以上の保育を必要とする子どもの利用状況です。平成29年、30年とへき地保育所が閉所して確保策が減っているのですが、平成29年度に栗沢認定こども園が開設され、保護者の働き方が変更になっても施設を移ることなく預けることができるこども園の確保策が30名となり、令和元年度は岩見沢ひがし認定こども園が開設し、確保策は58名となっています。1号認定と同様、利用人数が量の見込みを下回っている状況です。

次に、3号認定です。3歳未満の保育を必要とする子どもの利用状況です。へき地保育所の閉所により確保策が減少しましたが、地域型保育事業として定員19名で0～2歳を預かる小規模保育所が平成29年から3年連続で開設し、3号認定の確保策の合計は596名となっています。先ほどの第1期プランの変更でご説明したように、令和2年4月にもう1つ小規模保育所が開設予定です。

利用人数については、平成27年度から平成29年度は量の見込みを下回っていましたが、平成30年度と令和元年度は利用人数が量の見込みよりも多くなっています。

プランの変更で御説明したように、当初0歳の確保策は令和5年まで不足する見込みでしたが、令和2年4月開設予定の小規模保育所の定員が追加になると、1年早く、令和4年度で確保策がニーズ量を上回る予定です。

次に、地域子ども・子育て支援事業の時間外保育事業です。この事業は、保育所に預ける基本の時間の前後において延長をして保育を実施する事業です。当初の計画どおり、市内の保育所全てで行っています。各年度とも利用人数が量の見込みを下回っています。

続いて(3)放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブの運営に関する事業についてです。放課後児童健全育成事業は、放課後の時間帯に保護者が仕事や病気、産前産後などのため、家庭で適切な保護が受けられない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。5年間の進捗状況としては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度移行に伴い、職員配置に関する基

準が厳格化されたことにあわせ、平成 27 年 10 月から閉所時間を 18 時から 19 時とし、希望者に対し延長保育を有料で実施しています。

利用推移は年々増加傾向にあり、令和元年度 4 月から 9 月までの上半期における 1 日当たりの平均利用児童数は全クラブで 30 人以下となっています。

また、平成 30 年 4 月には対象学年を小学 3 年から 6 年生までに拡大し、12 カ所の児童館を初め、小学校の余裕教室、地域施設などを活用し、現在、公営 21 カ所、民営 1 カ所の計 22 カ所において、放課後児童クラブを運営しています。

ニーズ量と確保策による対応状況ですが、1 日当たりの利用児童数については平成 30 年度までの実績と、令和元年度も低学年、高学年ともに量の見込みを下回り、実施箇所数を 22 施設、児童おおむね 40 人で一つの集団とする支援の単位が 26 単位のもとで全ての児童のニーズをカバーできることとなっています。

次に、(4) 子育て短期支援事業、ショートステイについてです。

ショートステイは、保護者が就労や疾病などの理由により家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一時的に養育する事業です。

5 年間の進捗状況としては、第 1 期子ども・子育てプランの開始年度より児童養護施設光が丘学園に事業委託し、平成 29 年度からは利用者増に対応するため、里親宅 2 家庭に対しても業務委託するとともに、休日や平日夜間の預かりを行うトワイライトステイを開始しています。

利用者の実績としては、平成 29 年度は多くの利用をいただきましたが、平成 30 年度に減少し、トワイライトステイは、令和元年度は現在のところ利用者がいない状況となっています。家庭の状況により利用者数が大きく左右するため予想しづらい部分もありますが、平成 30 年度から委託先を里親 4 家庭に増やし計 5 カ所で受け入れできる体制としており、急な利用にも対応できるものと考えています。

続いて (5) の乳幼児全戸訪問事業についてです。乳幼児全戸訪問事業は、生後 4 カ月までの乳児のいる家庭に保健師や助産師が訪問し育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業であり、次の (6) 養育支援訪問事業の訪問対象とならなかった家庭に対して行っている事業です。進捗状況は当初のプランどおりです。

表には、訪問延べ人数の実績を記載しています。いずれの年度も括弧内の量の見込みの範囲内で事業の実績は推移しており、令和元年度においても現在保健センターの保健師数により、確保できる見込みです。

次に、(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業についてです。

該当する事業は、第 1 期子ども・子育てプラン策定時より産前産後ヘルパー事業と保健師による養育支援訪問の 2 つの事業であり、平成 28 年 4 月からは要保護児童対策地域協議会において見守り等を必要と判断とした家庭に対し、ヘルパーを派遣する特別育児支援ヘルパー事業を開始しています。養育支援訪問事業に

については訪問延べ件数が当初の量の見込みより上回っていることを受け、平成 29 年 8 月に開催した子ども・子育て会議において 10%以上の乖離が生じたため、平成 30 年度並びに令和元年度の量の見込みを変更しています。

平成 28 年度と平成 29 年度は、医療機関からの連絡等に基づいた養育支援が必要とされるハイリスクな家庭に対する対応が増えたため訪問件数が増えています。平成 30 年度及び令和元年度については量の見込みの中で収まり、令和元年度については 12 月末現在で 143 件に留まっています。少子化の影響やまだ未実施の訪問等もありますので、現在、保健センターの保健師の訪問により確保できる見込みです。

続いて産前産後ヘルパー事業ですが、妊娠届を出してから産後 1 年までの期間において家事や育児のヘルパーを派遣するサービスで、1 人当たり最大で 20 回利用することができる事業です。

表には、実績として利用延べ人数を記載しています。平成 28 年度に減少したものの平成 29 年度から徐々に利用者は増加傾向にあり、令和元年度も 12 月末現在で 461 人と昨年度並の実績であり、量の見込みの範囲内で収まる見込みです。

次に特別育児支援ヘルパー事業は、第 1 期子ども・子育てプランには記載していないため、量の見込みは設定していません。実績については、平成 28 年度は対象家庭はなし、平成 29 年度に 1 家庭で 2 回の派遣、平成 30 年度に 3 家庭で計 20 回、令和元年度 12 月末現在で 2 家庭に対して 13 回の派遣を行っています。

次に、(7) 地域子育て支援拠点事業についてです。地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターのほか、岩見沢ひがし認定こども園となかよし保育園が運営している地域の子育て支援センターが拠点となって、子育て中の親子の交流や子育てに関する講習会等を実施しています。この 5 年間のなかで、平成 29 年 4 月開設の栗沢認定こども園が子育て支援センターを新たに開設しています。

相談件数の実績は、平成 28 年度は 3 カ所 で 1,447 件、平成 29 年度以降は、栗沢認定こども園を含め 4 カ所の実績を記載しています。栗沢認定こども園は、第 1 期プランの当初には盛り込まれていませんでしたが、この 5 年間で女性の就労が進んだこと、プレ幼稚園などのサービス拡充などにより家庭内保育を行う家庭が減少傾向にあり、相談件数が減少していることなどから、いずれの年度においても量の見込みの範囲内の見通しとなっております。

次に、(8) 一時預かり事業です。幼稚園の預かり保育と保育園の一時保育があります。幼稚園の預かり保育は、在園児のために幼稚園終了後に保育を実施する事業です。保護者のニーズに応えるため、各幼稚園で事業を行っています。幼稚園については、各年度とも利用人数が量の見込みを下回っていますが、昨年 10 月から始まった幼児教育保育の無償化により、預かり保育料も一定額は無償になることから、昨年より需要が伸びると考えています。令和元年度の幼稚園の延べ人数 24,974 人は、12 月 31 日現在の数値であり、昨年度と比べ利用者数が増えるかと予想していますが、量の見込みの範囲内で収まる見込みです。

実施箇所については、平成 27 年度当初は 6 カ所でしたが、平成 28 年度末に公

	<p>立のすみれ幼稚園が閉園したことによって、平成 29 年度からは 5 園となっています。</p> <p>次に、保育園での一時保育ですが、市内に在住している子どもについて保護者が一時的に家庭で保育できない場合に、保育所で保育を実施する事業です。市内の日の出保育園とふれあい子どもセンターの 2 カ所で実施をしています。こちらについては、各年度とも利用人数が量の見込みを大きく下回っています。</p> <p>次に、(9) 病児保育事業です。平成 27 年に開設し、子どもが病気のときや病気の回復期に集団保育や家庭で保育ができない場合、専用施設で保育を行う事業です。</p> <p>病児保育は、市立病院院内保育所の隣にあります。病後児保育施設は岩見沢ひがし認定こども園に専用施設があります。各施設とも、定員は 3 名となっていますが、各年度とも利用人数が量の見込みを大きく下回っています。保育所における一時保育や病児・病後児保育については、実際の利用人数と量の見込みに大きな差があり、平成 27 年から 5 年間の利用人数の推移を見て、現在の提供体制を維持した場合、利用人数が量の見込みを上回ることはないと考えています。</p> <p>次に、(10) ファミリー・サポート・センター事業です。ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人を会員として募集し、相互の援助活動のコーディネートを行う事業です。</p> <p>平成 30 年 10 月から、市内の事業者ファミリーサポートはおはおに業務を委託し、事務所はであえーる 4 階に開設しています。援助活動件数の実績は、平成 30 年度が半年間で 141 件、今年度は 12 月末現在で 370 件あり、プランの量の見込みを大きく超えています。現時点ではサービスを提供できなかったことはありませんが、今後も援助活動がスムーズかつ安定的に提供できるよう保育サービス講習会を引き続き開催し、提供会員の確保に努めていく予定です。</p> <p>次に、(11) 妊婦健診です。妊婦健診は妊婦の健康管理と流産早産防止等を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施し、妊娠期間中、妊婦健康診査 14 回、超音波検査 6 回の公費助成を行う事業です。受診は妊婦期間の 8 週から 39 週の期間内において可能としているため、受診者数の実績は年間における出生数よりも必然的に多くなる傾向にあります。</p> <p>受診者数は、平成 27 年度を除いて各年度 400 人台後半で推移しています。今年度も 12 月末現在 398 件で、今後 400 人台後半となる見通しです。</p> <p>受診件数も含めて、いずれの年度においても量の見込みの範囲内で推移し、現在の保健センターの提供体制で確保できる見通しとなっています。</p> <p>進捗状況については、以上です。</p>
委員 A	<p>説明について何か質問はありますか。いいですか。</p> <p>では、次に行きましょう。次からは、第 2 期のプランの話になっていますね。協議事項 (3) です。第 2 期子ども・子育てプランの答申案について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>資料 5 の第 2 期子ども・子育てプランの答申案についてご説明いたします。資</p>

料5は、答申と書いている2枚のA4版のものと、その下に答申案という冊子になったものがあります。

資料5については、先般、郵送いたしましたのが、その後、幾つか新たな修正箇所が出てきましたので、本日改めてお配りした資料に基づいてご説明したいと思っております。

まず、答申書につきましては子育て会議の11名の委員の皆様のお名前をもって、今年度第2回の会議の開催日が7月29日でしたが、そのときの諮問に対する答申という形式を取りたいと考えています。

2枚目の資料には、第2期の岩見沢市子ども・子育て支援事業計画等に反映すべき答申案の要点を4つにまとめています。

1点目は、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策行動計画、子どもの貧困対策、児童虐待防止の施策をあわせ持つこと。

2点目は、基本理念及び基本的な考え方として、第1期計画と同様な理念、考え方を反映させること。

3点目は、3つの視点と書いてあるように理念を反映させる具体的な方策、事業の展開に当たっては安全・安心・笑顔という3つの視点で整理し、優先順位を明らかにして取り組むこと。

4点目には、向こう5カ年において初年度からニーズ量に対して定員を確保できない事業、保育所の入所などが先ほど説明していますが、それについては、民間事業者などと連携して必要量を確保すること。

また、児童虐待防止、子どもの貧困対策に関する事業については、有効性を評価しながら取り組むこととしています。

以上、これら4点を踏まえた答申案として、全体で31ページの資料を後ろにつけています。

この答申案は、前回御説明した市民意見の募集の際に用いた第2期岩見沢市子ども・子育てプラン素案概要を一部修正したものになります。したがって、素案概要からどこが修正になったのかを中心に説明をしていきます。

また、より詳しい内容につきましては、この後、協議事項の(4)でお示しします素案の中でも触れていきますので御承知いただきたいと思っております。

素案概要に修正を加えた点は、アンダーラインを示しています。まず、目次について、第2期のプランの骨子で示しました基本目標と事業展開の表現とが食い違っているところがあったことから、第5章の、子ども・子育て支援事業計画以降でお示ししています。具体的な施策と事業展開の表現と統一を持たせた結果、たくさんアンダーラインが入っていますが、内容が大きく変わっているものではありません。

また、基本目標の順番が児童虐待防止、子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援の2つと、安心して子どもを育てるなどの項目とが逆転していましたので、入れ替えています。

次に、内容が変更になった箇所は4つあります。1つ目は7章、子どもの健康



の増進は新たに追加しています。素案概要では、子どもの健康は地域子ども・子育て支援事業の中に埋もれてしまっていたのですが、子どもの健康増進というのは母子保健の観点からも重要であり、新たに7章として起こしています。

2つ目は、障がい児施策の充実については児童療育にまとめて記載することとしています。

3つ目は、9章安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に(3)安全な道路交通環境等の整備があります。素案概要では、道路交通環境の整備としていたのですが、道路交通以外にも公園や建物なども含むため、道路交通環境等、と修正しています。

4つ目は、目次の11章、子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援ですが、子どもの貧困対策については、北海道の計画との関係に留意し、5つの貧困対策の施策の1つ、生活支援を盛り込むこととしています。

続いてページを開きながら、修正箇所をご説明していきます。3ページの女性の就業率については、素案概要では、平成17年と平成27年との2時点と比較して、M字カーブの解消を説明していましたが、その変化をより明確にするため、平成7年から20年間の変化に置き換え、それに沿った内容にしています。

4ページ、計画の位置づけについて、児童虐待防止を兼ねることを追記しています。あわせて、北海道の子どもの貧困対策推進計画との関連に留意する点も加えています。

5ページは、先ほど冒頭で説明いたしました12月に実施した意見募集の結果について記載しています。

11ページは、子どもの貧困対策計画の基礎資料となる、市の現状について、ニーズ調査の結果を用いて、就学前児童と小学生とに分けて追記しています。

14ページは基本目標2の⑤にあった「障がい児施策の充実」を、基本目標3の⑤児童療育の充実を含めています。目次でご説明したとおり、基本目標と、そのあとに出てくる具体的な施策との整合性をとるための修正です。

18ページは、教育・保育の提供の体制について、先ほどご説明したとおり来年度から小規模保育所が1園増える見通しになり、表の中段、確保の内容、特定教育・保育事業として、令和2年度以降、0歳児15人、1・2歳児61人に増加しています。これにともない、0歳児の受入枠を確保できない期間は、令和3年度までに前倒しになっています。

19ページに③世代間交流の推進と追記していますが、基本目標1の④に対応して、新たに設けた箇所で、保育所、幼稚園の園児が地域と交流する事業などが該当します。

19ページ(4)子育て支援サービスの充実と地域子ども・子育て支援事業です。利用者支援につきましては、事業内容の説明書きについては市の取り組みを書いていたのですが、国が示している内容に改めています。

20ページの養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク事業です。素案概要では、ネットワーク事業について記載がなかったため、追記し、あわせて提供体

	<p>制の考え方に、実態に即して保健センターを追記しています。</p> <p>22 ページの地域子ども・子育て支援事業として、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、を追記しています。これは、第1期プランの途中から国が示す支援メニューに加わってきたものであり、今回、第2期プランの策定に当たって、対象となる事例が出てきた場合などに備えて、プランに盛り込んでおくものです。⑫の実費徴収は、幼稚園の給食や学用品に対する助成ですが、市内すべての幼稚園が新制度に移行し、去る10月からは無償化も始まっているため、各園の状況や費用負担の内容を精査して検討する考えです。</p> <p>⑬の多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、待機児童解消とこども園を対象に、施設の経営状況や特別な支援が必要な児童の状況などを見て実施できるよう、プランに位置づけるものです。</p> <p>24 ページ、7番として、目次で御説明しましたが、子どもの健康の増進を新たに追加しています。8番目、子どもの教育と遊び環境の充実は(1)から(5)まで、細部のところで変更があります。内容は、このあとご説明する、素案の中で触れていきたいと思います。</p> <p>26 ページ、安心して子どもを育てることができる環境の整備です。(3)安全な道路交通環境等の整備については、目次でご説明したとおり、内容が道路交通環境だけでない点に対応したものです。</p> <p>27 ページは虐待防止に関して、グラフの説明を追記しています。そのほか(2)(3)とも、プランの骨子の基本目標に対応した修正です</p> <p>28 ページ、(2)教育支援がありますが、記載のグラフの説明などを追記しています。(3)は、貧困対策の柱の一つになっている生活支援を追記し、(4)は文章表現の修正を行ったものです。</p> <p>以上が、2月に予定する答申案の内容と考えているものです。わかりにくい点もあると思いますが、修正点はこの後、素案の中でも触れていきます。以上、ご協議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
委員A	初見で何か意見をというのも大変かと思いますが、質問などありますか。
事務局	今回、追記した部分について色々説明させていただきましたが、基本的には今までの会議の中でご説明したものと内容的には変わっていません。説明を追加したり文言を整備した形になっています。
委員A	<p>とりあえず、説明を全部聞きますか。</p> <p>次に行きましょう。協議事項の(4)、第2期子ども・子育てプランの素案について、内容がかなり分厚いので三つに区切って進めていくことにします。まず、目次から第2章まで、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議事項4の素案について、説明をさせていただきます。</p> <p>資料6と書いた分厚い冊子を御覧ください。</p> <p>まず、目次から第2章までということで、目次を開いてください。答申案と異なる点は、第1期プランの評価と課題を、第2章 岩見沢市の子ども・子育ての</p>

	<p>支援の現状と課題にまとめています。</p> <p>また、第4章の子ども・子育て支援事業計画の中に、支援事業計画、児童虐待防止計画、子どもの貧困対策推進計画をまとめた構成になっています。</p> <p>以下、ページを追って説明していきます。まず第1章 計画の策定に当たってです。1～4ページに、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、市民意見の反映とその結果をまとめています。アンケート調査の概要は、最後に掲載予定でいます。3ページに、計画の位置づけとする図があります。第2回目の会議のときにも図をお示ししましたが、さらに加工し関連する計画の名称を整理し、市の地域福祉計画を入れています。こういった福祉関係の計画、教育委員会のほかでもっている計画との整合性を図りながら進めていくという形にしています。</p> <p>5ページからは第2章 岩見沢市の子ども・子育て支援の現状と課題です。8ページ目に、ひとり親世帯の推移を追加しています。グラフは、18歳未満の親族がいる母子世帯、父子世帯で、他の親族と同居していない場合の推移で、岩見沢市の割合は、北海道全体よりも若干下回っていますが、全国よりも高い水準にあります。</p> <p>13ページまでの、幼稚園、保育所、放課後児童クラブの現状のところ、前回の協議において施設の定員もさることながら、職員の配置基準も大事との御意見もいただいたので、それぞれの施設での職員の配置基準を追記しています。</p> <p>14ページの(6) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止 には児童虐待の現状として、児童相談所の処理件数の推移を追記しています。北海道が所管する児童相談所と札幌市が所管する児童相談所があり、分けて記載しています。全国、北海道、札幌の児童相談所とも右肩上がりに件数が伸び、岩見沢（空知）については、浮き沈みしながら増加している状況です。</p> <p>15ページには、先ほど答申案でも触れましたが、子どもの経済的な状況としての世帯収入の合計額、就学前児童は回答者の配偶関係、小学生は体験機会について示しています。就学前児童の場合、小学生に比べて世帯年収が低いこと、200万円未満では配偶者のいない世帯が半数を占めています。</p> <p>小学生の場合は、世帯年収が400万円未満の場合では家族旅行などの体験機会がない割合が増えています。</p> <p>17ページからは、第1期子ども子育てプランの評価と課題です。内容は、先の会議でお示ししていますが、第1期プランの成果ならびに第2期プランの課題として、4点をあげています。</p> <p>以上が、目次から第2章にわたる部分の説明です。</p>
委員A	<p>前回までの会議で聞いているお話とか、お願いしたことも入れていただいたという内容だと思いますが、質問などはありますか。</p> <p>資料をめくるので精一杯という感じですね。後から戻って協議することもできるので、次も行きましょうか。</p> <p>第3章から第4章の⑥まで、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>続きまして、19ページからになります。</p>

第3章、19～25ページにかけては、子ども・子育てに関するビジョンをまとめています。このうち、22～25ページに基本目標ごとに内容を記載しています。内容は、ほぼ第1期を踏襲していますが、第2期で変更しているところもあります。例えば基本目標の3の子どもの教育とあそび環境の充実の中で、学校教育においては令和2年度の教育行政の方針である「子どもが輝く学校づくり」を記載しています。

また、基本目標の6番、子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援では、全ての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、としています。

また、コラムの欄をところどころに入れてあります。挿入する場所や数は想定で入っていますが、記載する内容は先ほど報告事項にもあった子育て・支援セミナーでのご講演、専門部会で紹介をした児童虐待防止の講演会、そのほか、広報いわみざわの特集で取り上げた放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、えみふるファイルなどからいくつかご紹介しようと考えています。コラムだけを読んでも、この計画の趣旨がわかるようなつくりをしていきたいと考えています。

次に、26ページから70ページまで4章になりますが、そのうちの1節の児童人口の予測から6節の子どもの健康の増進までが、基本目標の1と2に対応する施策事業になっています。

7から10までの、4つの節は、それぞれ基本目標の3から6に対応した施策、事業になっています。

30ページの上段に教育・保育の提供体制の確保に対応した各事業、下段には世代間交流の推進に対応した各事業を掲載しています。保育については、休日保育を含めて保育所の関連の障がい児保育や、栄養士の指導などの事業を掲載しています。世代間交流の推進については、保育所あるいは幼稚園等で行っている活動、ブックスタート事業は、ボランティアが協力して本の楽しさを伝えていく活動です。

続いて31ページから43ページまでが、地域子ども・子育て支援事業という国の施策に沿った事業になります。それぞれ事業の内容、市の状況、提供体制の考え方、そして該当する事業の順番で列記しています。

31ページの利用者支援事業は、市の子育て総合支援センターの事業が該当します。

32ページの地域子ども・子育て支援事業は、こども園などに設置している子育て支援センターなどが該当します。そのほか、親子ひろばなども該当します。

33ページは、妊婦に対して健康診査を実施する事業、妊婦健診です。関連して産後ケア、不妊・不育症治療助成事業についても記載しています。

34ページの乳児全戸訪問事業は、養育支援訪問事業とあわせた取り組みです。

35ページの養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業は、養育支援が必要な児童を発見し支援するもので、児童虐待のところでも記載しています

	<p>が、児童相談所、要保護児童対策地域協議会と連携した取り組みです。</p> <p>36 ページのショートステイは、トワイライトステイを含めて、児童養護施設、里親と契約して児童を預かる事業です。</p> <p>37 ページのファミリー・サポート・センター事業は、平成 30 年 10 月からスタートした事業ですが、会員数も次第に増え、提供体制を確保できる見通しです。</p> <p>38 ページの一時預かり事業は、保育所の利用要件を満たしているが、幼稚園の児童がおもに利用する事業であり、受け入れ枠は確保できる見込みです。</p> <p>39 ページの延長保育事業は、保育所の保育標準時間である 11 時間を超えた利用に対して受け入れをする事業です。こちらも量の見込みに対して確保できる状況です。</p> <p>40 ページの病児保育事業は、定員 6 名をもってニーズに対して確保できる見通しです。</p> <p>41 ページの放課後児童健全育成事業は、低学年と高学年等を合わせると、1,200 人ぐらいの量の見込みがあり、定員の 1,040 人を上回りますが、高学年の場合は登録をしても利用しない児童が多く、実際半数ぐらいにとどまる状況もあり、予定の提供体制で確保可能と考えています。</p> <p>42 ページ、43 ページの、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は答申案の際に説明したとおり、第 1 期プランが出来あがってから、国が示す支援メニューに加わってきたものであり、今回、第 2 期プランの策定に当たって、対象となる事例が出てきた場合などに備えて、プランに盛り込んでおくものです。</p> <p>44 ページの幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上についてです。フルタイムで働く保護者が増えていることから、保護者の働き方が変わっても同じ施設にお子さんが通い続けることができる、こども園の特色を記載しています。また、幼児教育と保育の質の確保として、幼稚園教育、保育士の確保策について新年度から予定している新たな確保策も含めて事業に記載しています。</p> <p>46～47 ページは、子どもの健康の増進についてです。地域子ども・子育て支援事業には、母親を対象とした妊婦検診とその関連事業を記載していますが、ここでは主に子どもの健康について記載しています。ニーズ調査の結果から、特に小学生を持つ保護者にとっては、小児医療の充実、子どもの健康は経済的支援に次いで関心が高い施策となっています。こうしたニーズを的確に捉えて、乳幼児健診、疾病予防、事後指導などに取り組む内容となっています。</p> <p>以上が、第 3 章から第 4 章の 6 までの説明になります。</p>
委員 A	<p>何か質問はありますか。表現で聞きたいところがあります。23 ページの基本目標の 3、子どもの教育と遊び関係の充実ですが、「いじめ、不登校、引きこもりなどの問題解決に取り組み」とありますが、今、不登校は問題行動から外れているので、表現を少し留意されると良いかなと思いました。不登校は社会的自立を促すことが目標になるので、不登校の支援などの表現だったら良いかなと思います。統計の内容も変わっています。</p>

事務局	<p>それぞれ解決しなければならない内容であることには変わらないのですが、問題という捉え方が適切ではないということであれば、変更したいと思います。</p> <p>文脈的には、解決が必要なのであって、問題という表現をここであえて使う必要はないので、いじめや非行などの解決などの表現でいかがでしょうか。</p>
委員A	<p>そういうことにナイーブな方々もいらっしゃると思います。いじめと非行の間に不登校が入っていることについてもそうです。</p>
委員C	<p>不登校は問題ではないのではないかと、思いますね。</p>
委員A	<p>入らないのではないかとではなく、ないということが決まっています。</p>
委員C	<p>要するに、ここに不登校が入らないほうが良いという話ですね。</p>
事務局	<p>学校で抱えている課題は、いじめと非行が問題行動と捉えて、不登校は復帰に向けた支援が必要のような捉え方でしょうか。</p>
委員C	<p>復帰しなくてもいいのですよ。</p>
委員A	<p>本来、社会的自立に向けた支援をします。</p>
事務局	<p>社会的自立に向けた支援ができればいいという感じでしょうか。だから、アプローチが異なってくるので、違う塊で表記するということがいかがでしょうか。それとも、そもそも表記しないほうがいいのでしょうか。</p>
委員A	<p>表記したほうが良いと思いますけど、どうですか。そこの表現はナイーブであったほうが良いと思います。ほかのところでも並べているところがあると思います。</p>
事務局	<p>今ご指摘いただいた事項は整理の仕方を、全体を見てまとめて修正していきたいと思います。</p>
委員A	<p>はい。いかがですか。よろしいですか。</p> <p>次に進みましょう。最後に、第4章の7から終わりまで、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>48ページから後ろの説明を進めていきます。</p> <p>まず、48～55ページは、子どもの教育やあそび環境についての記載です。(1)次代の親の育成は、記載のとおり中高生が子育てをしている親子と触れ合うといった場です。子育て総合支援センターの事業として、継続しています。</p> <p>(2)学校教育の教育環境等の整備は、学校でのピア・サポート、学力向上対策の取り組み、情報モラル教育、そして学校施設の計画的な整備について記載しています。また、思春期保健対策として、性に関する指導、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育についても記載し、市立病院での子どもの心理発達などもこちらに位置づけています。</p> <p>49ページの(3)家庭や地域の教育力の向上は、子ども・子育て支援セミナーの演題に習い、子育ては家庭だけが担うものではなく友人・知人や地域とのかかわりの中で行われるものとし、関連する事業を記載しています。</p> <p>51ページの有害環境対策の推進は、主に環境浄化モニターによる非行防止活動のほか、近年課題となっているインターネット環境に対する取り組みとして、青少年問題協議会を中心とした活動を記載しています。</p>

52 ページの児童療育の充実、障がい児施策の充実を含むとしています。発達障害者支援法を踏まえた、早期発見と早期療育の取り組みについて記載しています。発達障害者支援法による市町村の基本的な責務、特別な配慮を必要とする子どもは、障害をもった、ではなくて、障がいのある子どもとして成長や発達が保証されること。そして、成長記録ファイル「えみふる ふぁいる」の普及事業も、ここに該当します。

54 ページのあそび環境の充実、小・中学生を対象に各学校で毎年調査している、運動やスポーツに関する調査結果を引用し、運動やスポーツに親しむ機会の確保が必要になっていること、また、ニーズ調査の結果からも公園など外遊びをする子どもが減っている状況を踏まえて、児童館、あそびの広場あるいは公園整備などの取り組みを記載しています。

56～58 ページは、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備です。

(1) 仕事と家庭との調和では、男性の育児休暇取得率は、今回のニーズ調査では就学前児童を持つ保護者の場合は3.6%でありましたが、依然として低く、意識と現実との差が大きく、それを埋めるためには、意識啓発が必要としています。それに関連した取り組みとして、子育て総合支援センターで実施しています父親と子どもを対象にした事業や、保健センターで実施しているふれあい学級などの事業を加えて記載しています。

(2) 子育てしやすい住環境は、市営住宅の部門で進めている子育て支援住宅の取り組みのほか、中学生以下の子どもがいる移住定住者を対象にした助成事業を住宅購入支援助成金として記載しています。

(3) 安全な道路交通環境等の整備は、ニーズ調査において、小学生の保護者から要望が高い取り組みです。通学路の安全に関心が高いということもありますが、道路交通だけではなく公園や公共建築物を対象にしたユニバーサルデザインの推進とも関係した記載としています。

(4) 安全・安心なまちづくりの推進は、ハードの環境整備だけでなく、住民同士の見守り、放課後児童クラブの利用児童を地域で見守るために新たに予定する事業も位置づけています。

59～63 ページが児童虐待の防止についての記載です。

①市に求められる役割では、制度的な背景を整理しています。また、②は、児童虐待防止計画を策定する趣旨になります。59 ページ下のグラフは、児童虐待相談件数を全国、北海道、札幌、空知で見たもので、空知は相談件数が伸びている環境にあることを示しています。

児童虐待の防止に関しては、次に出てくる子どもの貧困と合わせて、専門部会で委員の皆様からいただいた御意見などをできるだけ反映した内容にしています。

例えば 60 ページからの (1) 虐待の防止では、①児童虐待防止等に関する普及啓発では、虐待が疑われる児童に対して適切な対応が取れるよう、初期対応時における注意点や確認項目をまとめたチェックリストの整備などを盛り込んで

います。

また、②親の孤立を防ぐでは、支援者の存在に気づけるような、何らかの支援ガイドの活用が有効といったことを掲載しています。

62 ページには、児童虐待防止に向けた情報提供とその対応に関する流れを図で示しました。

(2) 児童虐待への迅速な対応では、要保護児童対策地域協議会の事務局である「えみふる」の子育て総合支援センターが情報の集約に当たる意義や、支援者同士が学習会などを通して関係性を築くことなどを盛り込んでいます。

(3) 虐待を受けた子どもと家庭の支援は、現在、幼稚園、保育所、学校などと定期的に行っている情報共有活動、専門職間での連携を記載しています。

64～70 ページは、子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援です。すべての子どもの現在および将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望をもって成長できる社会の実現に向けた取り組み、とし、児童虐待防止と同様に、専門部会の意見を踏まえた内容にしています。

まず、①相談窓口の周知では、子育て支援サービスに関する情報が必要とする世帯に必ずしも届いていない状況を踏まえた取り組みです。そのために、②必要な情報を届ける体制づくりを記載しています。LINE による情報発信などの併用は、有効性が高いと考えられるといった内容になります。

66 ページの教育支援は、①幼児教育・保育における教育支援と②学校等における学習支援に分けています。幼児期の取り組みは、子どもに機会格差が顕在化していないことから重要であり、学校での取り組みについても、学校を中心とした活動によって機会格差が生じないような工夫が考えられるといったことを記載しています。

③貧困の連鎖を断ち切るは、無料学習会の開催や情報を直接保護者ではなくて子どもに届けるといった配慮、学校現場での学校教諭の協力などを列記しています。いずれも、専門部会の中で出てきた意見になります。

(3) 保護者や子どもの生活支援と就労支援については、北海道で策定している貧困対策推進計画にならい、既存の制度ですが、生活困窮者自立支援、またはひとり親家庭への就業支援などを記載しています。

(4) 子どもや保護者への経済的支援についても、既存の制度ですが、医療費負担の軽減、就学援助などを記載しています。これらに該当する事業として、無料学習会であるS・Eスタディへ通うためのバスの運行について、新規で要望をしている事業です。

70 ページには、現在、北海道が並行して進めている第2期の貧困対策推進計画素案で示している指標を参考として掲載しています。第1期に比べると、大幅に指標が増えていますがこれらにより効果を見ていこうとしています。

71 ページからは第5章です。1 計画の優先順位につきましては、前回会議で御説明した内容と同じです。

2 計画の推進体制 3 計画の進捗状況 についても先の会議でご説明したも



	<p>のと同じです。</p> <p>最後に 74 ページから、別表として事業の一覧を記載しています。6 つの基本目標にそって整理しています。前回の会議では、全部で 103 の事業としていましたが、今回 1 つ増えて全体で 104 事業になっています。</p> <p>増えた事業は、4-13 の住宅購入支援助成金です。子育てしやすい住環境に当てはまる事業として加えています。これまで年齢制限がなく実施していたものが、子どもの就学等で住宅購入を検討するタイミングがあり効果が高いと考えたので、子育て世代を対象に絞っていく方針を盛っています。</p> <p>以上が、プランの本編です。97 ページ以降は、子ども・子育て会議の開催状況、各種アンケート調査、子ども・子育て会議の条例と委員名簿、最後にアンケート調査結果の概要を追加する予定です。</p> <p>説明が長くなりましたが、御協議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
委員 A	何かご意見はありますか。
委員 I	前に戻っても良いですか。35 ページの養育支援訪問事業と子どもを守る地域ネットワーク事業の該当する事業で、ここに養育支援訪問があるので、事業の中に、2-5 の妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業なども入ってきていいと思います。
事務局	ありがとうございます。追加します。
委員 A	ほかにありますか。 52 ページの障がい児 (disabled child) のところは、子どもという文字が入っていなかったですね。障がいのある子ども (child with disability) です。
事務局	はい、追加します。
委員 A	また、表現なのですが、67 ページの貧困を断ち切るところの、箇条書きが 3 つある中の 2 番目ですが、「保護者の手を借りずに子どもが自分の意思で参加できるよう情報提供は子どもに直接アクセスする方法を取る」というのが、今ひとつ表現がピンとこないというか、保護者の手を借りずに自分の意思で参加できるようにする方法が、子どもに直接情報提供するというのは、何かわかったようでわからないです。子どもに直接情報提供することが、親の手を借りずに自分の意思で参加できることにつながるのでしょうか。間に何か入りそうな気がします。直接こことつながる文章になるのは、わかったような気になったらそう読んでしまうのですが、立ち止まって読み返すと何だろうと思ってしまいます。
事務局	今回 S・E スタディという土曜日に教育研究所で、中学生が無料で学習会に参加するために遠方の学校でもスクールバスに乗って参加できるという事業を始めるに当たって、全く利用がなかった栗沢地区の方にアンケートを取ったのです。バスがあつたら参加したいですかと、中学生と保護者に両方聞いたのですが、子どもの参加したいという回答のほうが多かったのです。子どもは参加したい、でも、参加させたいという親が少なかったのです。子どもは参加したいと思っているけれどもできないかもしれない。でも、スクールバスがあつて自分でスクールバスに乗ればいいことは、保護者へのお便りよりも、子どもたちに直接説明して、意思表示できるように後押ししてあげるというイメージです。

委員A	それならわかります。
委員C	すごくわかる。でも、親にお知らせしないわけにもいかないと思います。
事務局	それは、もちろんですね。
委員C	十分な周知というか、情報を与えるのを含めて、あるいはそうした手段での、アクセスのための支援ですね。例えば色々な会合のときに、お母さんたちに学校から直接アピールするとか、使わせてあげてくださいと言う方法もあります。
委員F	子どもが自分で情報を得て対応できるようにというのなら、「保護者の手を借りずに」を消せばいいと思います。
委員A	わたしも、そこが気になります。
事務局	では、子どもが自分の意思で参加できるように、保護者だけではなく子どもにも十分説明をするという書き方でしょうか。
委員A	あとは、子どもが自分の意思で親の手を借りずに、とか、子どもが親の手を借りずに参加しやすいように機会提供するなど、幾つかのことが混ざっているような気がします。
事務局	今いただいたご意見を参考に、文章を整理したいと思います。
委員A	他にいかがでしょうか。情報がたくさんでいっぱいいっぱいですね。お気づきの点があったら直接事務局へ連絡いただくような形にしましょうか。
事務局	自由に御連絡いただくような形でいいですか。それとも、何か用紙のようなものをお送りしましょうか。
委員A	なくてもいいです。
事務局	それぞれにお任せでよろしいでしょうか。ありがとうございます。
委員A	子育て支援住宅というものがあるのですね。ネットで調べてしまいました。
事務局	今はこの近くにできた市営住宅にあります。新しくするとき、必ず子育て世帯向けに確保しておくのです。特別何かの設えがあるというわけでもないのですが、優先的に入れるようになっていきます。
委員K	年齢制限はあるのですか。ある程度、一定の年齢が来たら退去しなければいけないなどです。
事務局	中学3年生までです。
委員K	中学3年生までは入れるけれども、それ以降は出なくてはいけないのですね。
事務局	中学校を卒業するとそうなります。
委員A	あるいは、援助の額が変わってきます。援助がなくなるとか、そういうことでしょうか。東京などでも民間のタワーマンションのようなところが、そういうふうになっています。
事務局	子育て支援住宅については市営住宅なので、そもそも所得によって家賃が違うのです。
委員A	そこに子どもたちが遊べる公園があるとか、何か図書室みたいなものをつくるとか、そういうことができると、差別化ができます。
事務局	今の子育て支援住宅は、近くに「えみふる」や中央児童館があることなどが要件になったのです。

委員A	よろしいですか。それではご意見がないようなので、協議事項はこれで終わります。ご協力ありがとうございました。
事務局	3 その他 今後の予定について 2/19 えみふる ふぁいるに係る専門部会 2/28 第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画に対する答申 8/24 令和2年度第1回子ども・子育て会議
事務局	4 閉会 (19:50)